千葉市議会改革推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、「千葉市議会の基本理念」に則り、議会改革を一層推進するため千葉市議会改革推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 協議会は、議会の運営など委員長が必要と認める事項について協 議・検討する。

(組織の構成等)

- 第3条 協議会の委員は、議長、副議長を含む15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。
 - (1) 自由民主党千葉市議会議員団 5人
 - (2) 民主党千葉市議会議員団 2人
 - (3)公明党千葉市議会議員団 2人
 - (4)日本共産党千葉市議会議員団 2人
 - (5) 未来創造ちば 2人
 - (6) 次世代の党・結いの党 1人
 - (7) 市民ネットワーク 1人
- 2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、 交替することができる。
- 3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(会議)

- 第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提 出を求めることができる。

- 7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要あると認めるときは、 非公開とすることができる。
- 8 協議会の決定にあたっては、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会)

第5条 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第7条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を 作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成26年12月 31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。